

高額医療・高額介護合算制度のご案内

医療保険・介護保険には、各保険の提供するサービスを利用した支払額（自己負担額）が一定金額（自己負担限度額）を超えた場合、その一部を被保険者に支給する仕組みがありますが、それでも同じ世帯でみると医療費・介護費の両方の自己負担が高額になると負担が重くなってしまいます。

そこで医療費・介護費それぞれの自己負担限度額を適用した後、それでも両方を合計した自己負担が高額となる場合に、新たに定められた自己負担限度額を超えた分が支給されます。

■限度額は年額で計算されます

高額医療・高額介護合算制度は1年間の自己負担額を合算して年額で計算されます。今年度の計算期間は平成21年8月～平成22年7月までの1年間となります。

この期間内に自己負担した医療費と介護費（それぞれの自己負担限度額を超えて支給された額は除く）を合算します。ただし、食費・居住費や差額ベッド代については合算の対象とはなりません。

■世帯ごとに計算されます

同世帯で医療費と介護費を支払い、下記の自己負担限度額を超えた世帯が対象となります。ただし、自己負担限度額を超えた額が500円未満の場合は支給されません。

自己負担限度額

所得区分	後期高齢者医療制度 ＋ 介護保険	被用者保険または 国民健康保険 ＋ 介護保険（70歳～74歳の 人がある世帯）	被用者保険または 国民健康保険 ＋ 介護保険（70歳未満の人 がある世帯）
現役並み所得者	67万円	67万円	126万円
一般	56万円	62万円	67万円
低所得者2	31万円	31万円	34万円
低所得者1（年金収入 80万円以下など）	19万円	19万円	34万円

「現役並み所得者」… 同一世帯に課税所得が145万円以上の70歳以上の人がある場合（詳しくは、加入している保険の窓口にお問い合わせください）

「一般」…………… 現役並み所得者、低所得者1、低所得者2以外の人

「低所得者2」…………… 世帯の全員が住民税非課税の人（低所得者1以外の人）

「低所得者1」…………… 世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる人



この制度の該当者には、12月から平成23年1月ごろにお知らせをします。内容をご確認のうえ、申請の手続きをお願いします。



問い合わせ先 高齢者支援課 高齢者保険班(西合志庁舎) ☎242-1109
健康づくり推進課 国保年金班(西合志庁舎) ☎242-1183

介護保険

実態調査にご協力を

平成24年度から始まる第5期介護保険事業計画は、介護保険法で3年ごとに計画の策定が義務付けられています。この計画に基づき、市ではサービスの提供、施設の整備、保険料の設定などを進めています。

この事業計画策定のための基礎資料として、住民の皆さんの介護保険に対する意識、意見、要望などを把握したく、合志市、菊池市、菊陽町、大津町の2市2町合同で、介護保険事業計画見直しなどに伴う実態調査を実施します。

調査は来年1月に実施する予定で、次の4つの調査を行ないます。

3年に一度の貴重な調査ですので、皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。

調査の種類	在宅要支援・要介護調査	サービス未利用者調査	高齢者一般調査	若年者調査
対象	現在、介護保険のサービスを受けている人（対象者全員）	介護保険の認定は受けているが、サービスは受けていない人（無作為抽出）	介護保険の認定を受けていない65歳以上の人（無作為抽出）	40歳以上64歳までの人（無作為抽出）
方法	ケアマネージャーによる訪問調査	郵送	郵送	郵送

問い合わせ先 高齢者支援課 高齢者保険班(西合志庁舎) ☎242-1109

障がい者の皆さんへ

日常生活用具の給付を行なっています

障がいのある人の日常生活の便宜を図り、福祉の増進に資することを目的として、自立生活支援用具などの日常生活用具を給付しています。

●主な日常生活用具の種類

介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、訓練用ベッド
自立生活支援用具	入浴補助用具、便器、歩行支援用具（移動・移乗支援用具）、頭部保護帽、特殊便器、自動消火器、電磁調理器、聴覚障がい者用屋内信号装置など
在宅療養等支援用具	透析液加温器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計（音声式）、盲人用体重計、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）
情報・意志疎通支援用具	携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、人工内耳用電池、点字タイプライター、視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視覚障がい者用活字文書読上げ装置、視覚障がい者用拡大読書器、盲人用時計、聴覚障がい者用通信装置、聴覚障がい者用情報受信装置、人工喉頭など
排泄管理支援用具	ストマ装具、紙おむつなど

※原則として、購入費の1割を利用者が負担することとなります。

※日常生活用具の給付などに際しては、用具ごとに障がい内容や年齢などの対象要件と基準額が定められています。詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ先 福祉課 障がい福祉班(西合志庁舎) ☎242-1149